

令和 7 年度前橋市難聴児補聴器購入等補助金交付要項

令和 7 年 4 月 2 5 日から適用

取扱担当課
前橋市役所障害福祉課（前橋市保健所 1 階）
電話 0 2 7 - 2 2 0 - 5 7 1 1（直通）
0 2 7 - 2 2 4 - 1 1 1 1（内線 8 4 - 2 1 0 4）
メールアドレス syougai Fukushima@city.maebashi.gunma.jp

この補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度の難聴児に対する補聴器の購入、更新、修理（以下「購入等」という。）費用の一部を助成することにより、当該児童の言語の習得、教育等における健全な発達を支援することを目的とします。
内 容	補 助 対 象 者 1 補助対象者は、次のいずれにも該当する児童（以下「難聴児」という）の保護者の方です。 (1) 1 8 歳未満であり、本市に居住し、かつ住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）の規定により住民票に記載されていること。 (2) 両耳の聴力レベルが 3 0 デシベル以上で、身体障害者手帳交付の対象とはならないこと。 (3) 「一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会が指定した精密聴力検査機関」の医師（以下「専門医」という。）が、補聴器を装着することにより、言語の習得等に期待ができると判断していること。 2 前項の規定にかかわらず、難聴児が労働者災害補償保険法（昭和 2 2 年法律第 5 0 号）の規定に基づき、補聴器の購入等に要する費用の助成を受けられる場合は、この要綱の規定による補助金の交付を受けることができない。
交付の対象となる補聴器	交付を受けることができる補聴器は、障害程度に応じ専門医が適当と認めたものを基準とし、原則として装用効果の高い側の耳に装用する 1 個とします。 ただし、教育上、生活上において真に必要と専門医が認めた場合は、両耳に装用する 2 個とします。
交付の対象となる経費	補助金交付の対象となる経費は、補聴器本体の購入等の費用で、次のいずれかの場合です。 (1) 新たに補聴器を購入する場合 (2) 補助決定日から別表 1 に定める耐用年数が経過した後に補聴器を更新する場合（再申請の場合） (3) 補聴器を装用した難聴児及びその保護者の責任に拠らない事情により毀損等した補聴器又は補聴器の部位を修理する場合

	交付金額	補助金の額は、原則として別表 1 及び 2 に掲げる補聴器の種類又は修理部位の区分に応じ、同表に掲げる基準価格に 100 分の 106 を乗じて得た額（以下「基準額」という）と購入等の価格とを比較していずれか少ない額に 3 分の 2 を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とし、予算の範囲内で補助します。ただし重度難聴用イヤホン交換、眼鏡型平面レンズ交換、骨導式ポケット型レシーバー交換、骨導式ポケット型ヘッドバンド交換及びイヤホン交換については基準価格の額に 100 分の 110 を乗じた額を基準額とする。なお、申請者の都合により補聴器を選択する場合は、障害程度に応じ専門医が適当と認めたものを基準とします。
交付申請の手続等	交付条件	1 補助対象者は、当該年度の末日までに事業を完了させなければなりません。 2 補助対象者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。 3 補聴器は、本市の補装具業者として登録された者（以下「業者」という。）から購入等してください。 4 補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を常備し、事業終了後 5 年間保存し、提出を求められた場合には、これに応じなければなりません。 5 補助対象者は、前橋市補助金等交付規則（平成 10 年前橋市規則第 34 号）、この要項及び補助金交付決定通知書に記載の交付条件を遵守し、事業を行わなければなりません。
	交付申請の時期、方法等	補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補聴器購入等の前に、次の書類に必要事項を記載し、提出してください。なお、押印は省略することが可能です。また、押印を省略した場合は、電子メールによる提出も可能です（実績報告、請求も同じです。）。 (1) 交付申請書（様式 1 号） (2) 専門医が作成した前橋市難聴児補聴器購入等補助金交付意見書（様式第 2 号） (3) 購入等をしようとする補聴器に係る見積書 (4) その他市長が必要と認める書類 [注]押印を省略した場合は、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。
	交付決定の時期等	申請書類等の審査及び調査を行い、受理した日から 14 日以内に、交付の可否、金額、条件などを決定し、その旨を交付決定通知書（様式第 3 号）等により通知します。
	対象事業が変更、中止又は廃止となった場合の	1 補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとする場合は、変更等の手続きが必要となります。 2 上記の場合は、変更等を行う前に、その旨を次の書類により申請しなければなりません。

手続	(1) 変更等承認申請書（様式第 4 号） (2) その他市長が必要と認める書類
変更等承認決定の時期等	変更等承認申請書を受理した日から 1 4 日以内に承認の可否を決定し、その旨を変更等承認通知書（様式第 5 号）等により通知します。
実績報告書の提出	1 事業が完了した日（補聴器購入等費用に要した費用を支払った日）から 3 0 日以内に、次の書類により報告してください。 (1) 実績報告書（様式第 6 号） (2) 添付書類 ア 購入等をした補聴器の領収書 イ その他参考となる書類 2 上記により提出された書類等の審査及び調査を行い、補助金額を確定し、補助金額確定通知書（様式第 7 号）により通知します。
請求の方法、支払時期等	1 実績報告書を提出し、補助金額が確定した後、補助金交付請求書（様式第 8 号）により請求してください。 2 上記請求書の内容を確認し、受理した日から 3 0 日以内に支払います。
受領委任払による場合	1 申請者の利便性を考慮し、希望する場合には、交付決定金額を限度として補助金の受領を業者に委任（以下「受領委任払」という。）する事ができます。事業開始前に次の書類に必要事項を記載し、提出してください。 (1) 交付申請書（様式 1 号） (2) 専門医が作成した前橋市難聴児補聴器購入等補助金交付意見書（様式第 2 号） (3) 購入等しようとする補聴器に係る見積書 (4) その他市長が必要と認める書類 2 申請書類等の審査及び調査を行い、交付決定となった場合、補助対象者宛てに交付決定通知書（様式第 3 号）及び前橋市難聴児補聴器購入費等補助事業支給券（様式第 9 号 以下「支給券」という。）を交付します。 3 補助対象者は、決定通知に記載された業者に、自己負担金額を支払うとともに支給券を引き渡した後、決定された種類の補聴器を受領してください。 4 補助対象者は、次の書類に必要事項を記載し、事業が完了した日（自己負担金を業者に支払い、補聴器を受領した日）から 3 0 日以内に市に提出してください。 (1) 前橋市難聴児補聴器購入費等支給券（様式第 9 号） (2) 実績報告書（様式第 6 号） (3) 補助金交付請求書兼委任状（様式第 1 0 号） 5 上記により提出された書類等の審査及び調査を行い、補助金額を確定し、補助金額確定通知書（様式第 7 号）により通知します。 6 実績報告書を提出し、補助金額が確定した後、業者に対し

		て補助金交付請求書(様式第8号)を市に提出するよう依頼してください。 7 上記請求書の内容を確認し、受理した日から30日以内に支払います。
	交付決定の取消し又は補助金の返還	1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。 (1) 偽りその他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき。 (2) 補助金を他の用途に使用したとき。 (3) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。 2 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。 (1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取消された場合 取消しに係る部分の金額 (2) 交付を受けた補助金額が、交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し確定した金額を超える場合 超える部分の金額
様式	申請書等の様式	1 交付申請書 (様式第1号) 2 交付意見書 (様式第2号) 3 交付決定通知書 (様式第3号) 4 変更等承認申請書 (様式第4号) 5 変更等承認通知書 (様式第5号) 6 実績報告書 (様式第6号) 7 補助金額確定通知書 (様式第7号) 8 補助金交付請求書 (様式第8号) 9 前橋市難聴児補聴器購入費等支給券 (様式第9号) 10 補助金交付請求書兼委任状 (様式第10号)

別表 1

補聴器の種類	基準価格 (※)	基準価格に 含まれるもの	耐用 年数
軽度・中等度難聴用ポケット型	44,000円	① 補聴器本体 (電池を含む) ※イヤモールドを 必要とする場合は、 別表 2 に掲げる額 の範囲内で必要な 額を加算すること。 ※ダンパー入りフ ックの場合は、25 0円増しとすること。	5 年
軽度・中等度難聴用耳かけ型	46,400円		
高度難聴用ポケット型	44,000円		
高度難聴用耳かけ型	46,400円		
重度難聴用ポケット型	59,000円		
重度難聴用耳かけ型	71,200円		
耳あな型 (レディメイド)	92,000円	①補聴器本体 (電池を含む)	
耳あな型 (オーダーメイド)	144,900円		
骨導式ポケット型	74,100円	①補聴器本体 (電池を含む) ②骨導レシーバー ③ヘッドバンド	
骨導式眼鏡型	126,900円	①補聴器本体 (電池を含む) ※ 平面レンズを必 要とする場合は、別 表 2 に掲げる額の 範囲内で必要な額 を加算すること。ま た、矯正用レンズ又 は遮光矯正用レン ズを必要とする場 合は、厚生労働省告 示第 528 号「補装 具の種目、購入等に	

		要する費用の額の算定等に関する基準」における眼鏡の修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。
--	--	--

- ※ 耳あな型は、耳介変形など装着に障害がある場合に限るものとする。
- ※ 骨導式は伝音性難聴であって、耳漏が著しい場合又は外耳閉鎖等を有する場合でかつ、耳栓又はイヤモールドの使用が困難な場合に限るものとする。
- ※ デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は2,000円加算する。

別表 2

修理部位	基準価格
耳あな型シェル交換（レディメイド）	6, 650円
耳あな型シェル交換（オーダーメイド）	27, 900円
耳あな型スイッチ交換	3, 300円
耳あな型テレホンコイル交換（レディメイド）	8, 850円
耳あな型テレホンコイル交換（オーダーメイド）	13, 400円
耳あな型極板交換	1, 100円
耳あな型ボリューム交換（レディメイド）	8, 850円
耳あな型ボリューム交換（オーダーメイド）	12, 200円
耳あな型マイクロホン交換（レディメイド）	14, 200円
耳あな型マイクロホン交換（オーダーメイド）	16, 800円
耳あな型レシーバー交換（レディメイド）	15, 000円
耳あな型レシーバー交換（オーダーメイド）	21, 100円
耳あな型抵抗交換（レディメイド）	2, 200円
耳あな型抵抗交換（オーダーメイド）	9, 400円
耳あな型コンデンサ交換（レディメイド）	2, 200円
耳あな型コンデンサ交換（オーダーメイド）	9, 400円
耳あな型電池ホルダー交換（レディメイド）	1, 100円
耳あな型電池ホルダー交換（オーダーメイド）	1, 600円
耳あな型トリマー交換（レディメイド）	6, 650円
耳あな型トリマー交換（オーダーメイド）	10, 000円
耳あな型サスペンション交換	940円
耳あな型アンプ組立交換（レディメイド）	33, 500円
耳あな型アンプ組立交換（オーダーメイド）	44, 600円
耳かけ型ケース組立交換	3, 950円
耳かけ型スイッチ交換	4, 750円
耳かけ型テレホンコイル交換	2, 650円
耳かけ型極板交換	1, 550円
耳かけ型ボリューム交換	6, 800円
耳かけ型マイクロホン交換	12, 400円
耳かけ型レシーバー交換	12, 800円
耳かけ型トリマー交換	2, 000円
耳かけ型フック交換	650円
耳かけ型電池ホルダー交換	1, 050円
耳かけ型耳栓組立交換	630円
耳かけ型サスペンション交換	670円
耳かけ型アンプ組立交換	31, 600円
重度難聴用ポケット型スイッチ交換	3, 300円
重度難聴用ポケット型テレホンコイル交換	1, 400円
重度難聴用ポケット型マイクロホン交換	8, 750円
重度難聴用イヤホン交換	5, 800円
重度難聴用耳かけ型レシーバー交換	15, 800円
重度難聴用コード交換	1, 900円
重度難聴用耳かけ型アンプ組立交換	42, 700円
眼鏡型ケース組立交換	9, 900円

眼鏡型スイッチ交換	3, 6 5 0 円
眼鏡型テレホンコイル交換	3, 4 5 0 円
眼鏡型極板交換	1, 4 5 0 円
眼鏡型ボリューム交換	4, 8 0 0 円
眼鏡型マイクロホン交換	1 4, 7 0 0 円
眼鏡型骨導子交換	1 7, 3 0 0 円
眼鏡型アンプ組立交換	2 4, 4 0 0 円
眼鏡型アンプ組立交換（送信用）	3 7, 2 0 0 円
眼鏡型アンプ組立交換（受信用）	5 7, 8 0 0 円
眼鏡型ブランク（空つる）交換	4, 6 0 0 円
眼鏡型テンプル（補助つる）交換	3, 2 5 0 円
眼鏡型フロント（前枠）交換	1 0, 0 0 0 円
眼鏡型平面レンズ交換	3, 8 0 0 円
ポケット型ケース組立交換	5, 7 0 0 円
ポケット型クリップ交換	1, 2 5 0 円
ポケット型スイッチ交換	3, 7 0 0 円
ポケット型テレホンコイル交換	1, 4 0 0 円
ポケット型極板交換	1, 4 0 0 円
ポケット型ボリューム交換	4, 8 0 0 円
ポケット型マイクロホン交換	5, 7 0 0 円
骨導式ポケット型レシーバー交換	1 1, 1 0 0 円
骨導式ポケット型ヘッドバンド交換	3, 3 0 0 円
ダンパー入り耳かけ型フック交換	1, 0 0 0 円
イヤモールド交換	9, 5 0 0 円
コンセント交換	8 7 0 円
I C 回路交換	4, 8 0 0 円
イヤホン交換	3, 3 5 0 円
コード交換	7 1 0 円
トランジスター又はダイオード交換	2, 1 5 0 円
抵抗交換	2, 1 5 0 円
コンデンサ交換	2, 1 5 0 円
トランス交換	2, 0 0 0 円